

難民認定制度に関する専門部会における提言への対応状況について

令和2年6月
出入国在留管理庁

難民認定制度に関する専門部会における提言への対応状況

保護対象の明確化による的確な庇護

提言

「新しい形態の迫害」への難民条約の的確な解釈による保護の検討

「待避機会」としての在留許可を付与するための枠組みの創設

上記に当たっては、EU諸国における取組などを参考とする

テロリストの入国防止等、我が国国民の安全面にも留意

対応状況

【検討中】 難民審査参与員からの提言や諸外国の実例なども踏まえ検討中。今後作成・公表することを検討している難民該当性に関する解釈基準(下記)に併せて公表することを検討中。

・ **【検討中】** 「待避機会」としての在留許可を付与するための枠組みの創設について検討中。

対応状況

【措置した事項】

・平成29年6月に再申請用の難民認定申請書を新設。
・平成28年4月に「難民認定手続案内」を作成し、HPに各国語版(14か国語)を掲載。難民認定制度の説明や難民認定申請の案内もHP上で実施。
・平成31年3月に空港で庇護を求める者に対する一時庇護上陸許可申請の案内のためのフローチャート(難民認定申請についても注記したもの、現在15か国語に翻訳)を各空港に配備。

→ 今後も提言の趣旨を踏まえ、必要に応じて引き続き対応。

【措置した事項】 平成29年3月から、親を伴わない年少者、重度の身体的障がい者を有する者、精神的障がい者を有する者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを実施。

→ 今後も提言の趣旨を踏まえ、必要に応じて引き続き対応。

【措置した事項】 平成27年9月から、濫用・誤用的な申請について本格的な調査に入る前の段階で振り分け、難民調査官による事情聴取等申請人が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速処理を実施。

→ 今後も提言の趣旨を踏まえ、必要に応じて引き続き対応。

【検討中】 送還停止効の見直しと併せて審査の合理化・効率化等の対応を検討中。

【措置した事項】 平成27年9月の運用の見直し及び平成30年1月の運用の更なる見直しにより、難民である可能性が高い申請者等に対する更なる配慮及び濫用・誤用的な申請者等に対する就労制限・在留制限を実施。

→ 今後も提言の趣旨を踏まえ、必要に応じて引き続き対応。

手続の明確化を通じた適正・迅速な難民認定

提言

申請書の書式見直し、申請手続案内の充実

年少者、重篤な疾病者等に対する特別取扱いの明確化、事情聴取への専門家の立会い

事前振分け手続の導入による簡易・迅速な処理の検討

再申請については「新たな事情」、「やむを得ない事情」がある場合に限定することの検討

申請中の者に対する就労許可の在り方の見直しの検討

難民認定制度に関する専門部会における提言への対応状況

認定判断の明確化を通じた透明性の向上

提言

国内外の実務先例等を踏まえた、難民該当性に関する「規範的要素」の明確化の取組

難民不認定理由の記載の一層の充実及び認定理由の付記の検討

認定・不認定事案の公表の拡充

情報の一元的な収集・分析体制の整備及び関係機関との連携・協力関係の強化

対応状況

【検討中】 我が国でのこれまでの実務上の先例、諸外国における実務先例、UNHCRが発行する諸文書等を参考としつつ、難民該当性に関する解釈基準を作成・公表することを検討中。

【措置した事項】 難民不認定処分の理由付記について、申請者の申立てに対する判断理由に係る事項の詳細を示すなど、内容の充実を図っている。
→ 今後も提言の趣旨を踏まえ、必要に応じて引き続き対応。

【検討中】 認定理由の付記の要否について、その必要性や審査手続等に与える影響を踏まえて検討中。

【措置した事項】 難民認定・難民不認定の事例の公表を拡充するとともに、人道配慮による在留許可の事例についても公表した上で、それぞれの判断のポイントを明示。
→ 今後も提言の趣旨を踏まえ、必要に応じて引き続き対応。

【措置した事項】 出身国情報や国際情勢に関する情報の収集・分析や共有体制を強化。

【検討中】 UNHCRの協力の下、出身国情報等の収集・分析や共有をより一層強化していくことを検討中。

認定実務に携わる者の専門性の向上

提言

難民調査官及び難民審査参与員の増員・増配置

案件処理のプロセスの見直し

UNHCR等の関係機関との更なる研修協力による人材育成プログラムの充実・強化

難民審査参与員間の判断事例等の共有

通訳人に対する研修課程の構築、通訳人の能力を客観的に評価する仕組みの導入

対応状況

【措置した事項】 難民担当部門における統括審査官の増設や難民調査官を含めた職員の増員を実施するとともに、難民審査参与員も順次増員。
→ 今後も提言の趣旨を踏まえ、必要に応じて引き続き対応。

【措置した事項】 一次審査では、事案概要書作成事務の合理化等、効率的な案件処理を実施。不服申立てでは、口頭意見陳述を放棄している案件等について書面審理を行うなど、事案の性質を踏まえた適切かつ迅速な処理を実施。
→ 今後も提言の趣旨を踏まえ、必要に応じて引き続き対応。

【措置した事項】 UNHCRの協力を得て研修を実施するとともに、独自の研修についても内容を拡充。
→ 今後も提言の趣旨を踏まえ、必要に応じて引き続き対応。

【措置した事項】 難民審査参与員の判断事例を地方局に共有し、難民審査参与員からの求めに応じて参考となるものを提供。
→ 今後も提言の趣旨を踏まえ、必要に応じて引き続き対応。

【措置した事項】 平成27年度から随時、地方局で通訳人研修を実施。
→ 今後も提言の趣旨を踏まえ、必要に応じて引き続き対応。